

(案)

平成 17 年度における独立行政法人等の業務の  
実績に関する評価の結果等についての意見に  
ついて

平成 18 年 11 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

# I 独立行政法人

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 17 年度における業務の実績に関する評価結果について」、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成 17 事業年度における業務の実績に関する評価結果について(通知)」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体

の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」（14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。）、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」（16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」（平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 17 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人国立公文書館】**

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 評価結果を本法人の業務運営により実効的に反映させるため、評価項目とされた事項を検討したことを評価しているものについては、検討したという事実だけでなく、検討結果や検討の進捗<sup>ちよく</sup>状況についても把握した上で評価を行うべきである。

また、評価基準が「実施済」か「未実施」の択一となっている評価項目については、実施済みであることだけでなく、当該業務の実施効果についても把握した上で評価を行うべきである。

**【独立行政法人国民生活センター】**

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人の評価に当たっては、振り込め詐欺や訪問販売によるリフォーム工事に関するトラブル、ガス湯沸器や家庭用シュレッダー等の消費生活用製品による事故などのこれまで予期されていないような消費者トラブルの発生等の状況を踏まえ、消費生活情報の迅速な提供と的確な対応に資するよう、地方公共団体への協力要請等についての取組や関係府省・関係機関等との連携等についての取組にも着目した評価を行うべきである。

- ・ 相談受付から PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）への登録については、現状では平均 58.8 日（平成 17 年度実績）もの日数を要しているが、消費者生活に関する情報の収集・提供等の中核的な機関として、本法人が果たすべき役割・機能の有効性や各種業務の効率性等の評価に資するために、評価の前提となる目標・計画やその達成状況を測定するための指標の設定等が相談案件の内容や処理方法に対応しているなど合理的なものとなるよう、内閣府独立行政法人評価委員会として主務大臣に対し適切な措置の検討を要請すべきである。

### 【独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 評価の前提となる評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、評価の理由を具体的に示すこと等、評価の方法の改善を検討すべきである。
- ・ 業務実績報告書については、評価の前提となる本法人の業務の内容及び進捗<sup>ちよく</sup>状況等の基本情報を具体的に記述するよう、内閣府独立行政法人評価委員会として法人又は主務大臣に内容の改善を要請すべきである。
- ・ 中期計画予算に計上した施設整備費補助金は平成 17 年度計画予算額であり、期間中の累計額ではないことを明らかにするよう、内閣府独立行政法人評価委員会として主務大臣に適切な措置を要請すべきである。

### 【所管法人共通】

（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人

の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組(「公共調達最適化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日)等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」(平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定)が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期

目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

（非公務員化についての評価）

- ・ 今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。



中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

**【独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構】**

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちよく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員 長 熊 谷 信 昭 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和記念事業特別基金、情報通信研究機構、統計センター及び消防研究所）の平成 17 年度業務実績評価の結果の通知について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年に引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成17年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

【独立行政法人統計センター】

以下の点を踏まえつつ、総務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 製表業務については、昨年度の当委員会意見として、「目標・計画等に定量的な目標をあらかじめ明記することが困難な業務についても、客観的な評価に努めるとともに定量的な指標の設定に向けて取り組み、業務の一層の効率的進捗を促すような評価の仕組みの構築に努めるべきである。」との内容を通知しているが、それらの業務についても、更なる客観的な評価に資する観点から、引き続き定量的な指標の設定に取り組むとともに、その指標に基づく実績を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- ・ 製表等の技術の研究については、その成果が業務の効率化に大きく寄与しているとの評価がなされている一方、定量的な指標に基づく評価がなされていない。今後は、より一層の効率的かつ効果的な業務運営に資する観点から、i) 定量的な指標の設定並びに ii) その達成度の評価に基づく研究内容の重点化及び資源の重点配分等の取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- ・ 本法人の業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）を踏まえ、業務運営の一層の効率化の観点から、調査票の受付・整理等の業務について官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放を推進することとされており、今後、その実施状況等も踏まえ、人員削減を含む業務効率化の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

### 【所管法人共通】

（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

（随意契約の見直しの取組状況等についての評価）

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

（公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価）

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、既に市場化テストへの取組が具体化している業務以外にも、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

**【独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人消防研究所】**

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進<sup>ちよく</sup>捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

外務省独立行政法人評価委員会

委員 長 南 直 哉 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 11 日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成 17 年度における業務実績の評価について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月



26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成17年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

【所管法人共通】

（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

（随意契約の見直しの取組状況等についての評価）

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

（市場化テストの導入を視野に入れた評価）

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- 独立行政法人にも、平成 18 事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」(平成 17 年 6 月 29 日独立行政法人会計基準研究会設定)が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標(本来の目的)どおりのサービス提供(利用等)が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

(案)

政 委 第 号

平成 18 年 11 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員 長 奥 村 洋 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「財務省所管独立行政法人の平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」及び「財務省所管独立行政法人の中期目標に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年に引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 17 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人通関情報処理センター】**

以下の点を踏まえつつ、財務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 主務大臣が目標設定の見直しを行う際に、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れつつ、財務省独立行政法人評価委員会の指摘の趣旨をいかして、新しく設定する目標が本法人に係る的確な評価を可能とするものになるよう、同委員会は主務大臣に対して要請すべきである。

**【所管法人共通】**

（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても 2 次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

（随意契約の見直しの取組状況等についての評価）

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る

情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日)等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況等についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」(平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定)が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標(本来の目的)どおりのサービス提供(利用等)が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

(非公務員化についての評価)

- ・ 今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行につ

いてどのように扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。



中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

**【独立行政法人酒類総合研究所】**

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちよく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員 長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」及び「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年に引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成17年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人理化学研究所】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 類似の研究分野を担っている他の独立行政法人等との役割分担や本法人の任務を視野に入れた評価を行うべきである。
- ・ 研究成果に係る情報発信の状況が国民に分かりやすく示されているかについては、費用対効果の視点を含め、可能な限り定量的な指標を設定させた上で評価を行うべきである。
- ・ 財務諸表における「開示すべきセグメント情報」としては、研究事業、バイオリソース関連事業及び成果普及事業の3区分による財務情報のみが掲げられており、総事業費の8割以上を占めている研究事業の内訳等が明らかとされていないことから、透明性を確保するとともに、評価を適切に行うため、研究事業に係る主要な事業ごとの財務情報を財務諸表等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

**【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 引き続き、組織（本社、各本部・事業所、施設等）・人員の合理化状況等について把

握・分析した上で、統合の効果発揮を促す観点から評価を行うべきである。

- 宇宙開発業務については、一定の成熟度が確認された技術の民間への移管の可能性、民間との役割分担の明確化などといった視点を含めて評価を行うべきである。
- 宇宙開発プロジェクトについては、技術開発リスクが高いこともあって、開発費が当初計画より増加する傾向がみられる。このようなプロジェクトについては、開発スケジュールの見直しなどの進行管理の視点にとどまらず、当該リスクの低減方策等コスト管理への取組や計画の継続の可否といった視点を含めて評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- 競技場の管理運営業務については、効率的な運営を図るため、市場化テストの導入や全面民間委託の可能性を視野に入れて評価を行うべきである。
- スポーツ振興投票業務については、スポーツ振興投票の売上の減少に伴い十分な助成財源が確保できていないという現状を踏まえ、改善方策の実施状況を検証した上で、制度そのものの在り方の再検討が可能となるような評価を行うべきである。
- 自己収入を拡大し行政コストの削減を図る観点から、法人が所有する競技場を始めとする資産の有効活用方策について評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人日本芸術文化振興会】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう

図っていく必要がある。

- ・ 劇場等の入場者数の目標値が、過去のデータに基づき、あるいは定率的に算出されていることから、劇場等の管理・運営に係る評価においては、法人の経営努力を促すために、同目標値の適切性等についても評価を行うべきである。
- ・ 養成事業・研修事業については、多額の費用を要していることから、修了生の修了後の活動状況等を的確に把握し、その効果の発現に一定の期間を要することを踏まえた上で、事業の有効性を視野に入れて評価を行うべきである。
- ・ 各劇場等を本法人以外へ貸与する業務については、本法人の利用とその他の利用における全体の稼働率を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、運用の在り方を含めた評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人海洋研究開発機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 調査船の運航等の外部委託については、本法人の支出の3割超に及ぶ委託費を費やしている現状を踏まえ、競争契約の導入の余地、委託契約の内容の妥当性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- ・ スーパーコンピュータを活用した気候変動等の研究開発については、気象庁のみならず、類似研究機関との役割分担や連携を視野に入れた評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人国立高等専門学校機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、

中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校を設置目的や、少子化による中学卒業生数の減少を踏まえつつ、各校の志願状況、進路状況等の分析等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、中期目標期間終了時の検討にも資する評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人大学評価・学位授与機構】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 認証評価業務の評価に当たっては、他の認証評価機関における実施状況も把握・分析した上で評価を行うべきである。
- ・ 大学情報データベースについては、その目的に照らして効果的かつ効率的な整備となっているかについて、各国立大学法人における負担軽減にも配慮しつつ、評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人メディア教育開発センター】**

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人のすべての事務・事業について、任務・機能との関係を明らかにした上で、IT化の進展状況や民間における類似事業の発展状況等本法人を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、中期目標期間終了時の検討にも資する評価を行うべきである。

また、引き続き、メディア教材の研究開発等の業務については、国の関連施策との関係、大学・民間等における類似事業の実施状況、開発教材の利用実態等を把握・分析し、評価を行うべきである。

- ・ プロジェクトの普及促進のためのネットワークセンター設置計画については、IT技術の進捗<sup>ちよく</sup>状況や費用対効果の視点も入れて、その必要性を含め評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人日本原子力研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人と関係機関等との役割分担の下での機能発揮及び連携を視野に入れた評価や、本法人内における組織面、業務面及びコスト面の統合効果を視野に入れた評価を、引き続き行うべきである。

#### 【所管法人共通】

(人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価)

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。



(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルール整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

【独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所】

上記14法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちよく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員 長 黒 川 清 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 17 日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省の所管する独立行政法人の平成 17 年度の業務実績の評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月

26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 17 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人勤労者退職金共済機構】**

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 加入促進対策については、多種多様な取組が実施されている状況を踏まえ、より効果的な実施を図る観点から、それらの取組ごとの新規加入者の増加数の把握や費用対効果分析など、その在り方の検討に資する評価を行うべきである。
- ・ 加入促進等のための掛金助成については、新規加入者等の増加に連動して国の財政負担が増える仕組みとなっている。また、共済掛金を原資とする資産運用益については、累積欠損金の解消や付加退職金の支給に充当されている。平成 17 年度においては資産運用等が良好である状況を踏まえ、今後、退職金の適切な給付水準は維持しつつ、歳出を抑制する観点から、財政負担の在り方の検討に資する評価を行うべきである。

**【独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】**

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 運営費交付金を財源として実施する高齢者雇用支援事業等については、雇用保険三事業の見直しの趣旨を踏まえ、事業ごとにその所期の目的の達成状況や執行状況、費用対効果の分析の結果等について、業務実績報告書等に明らかにさせた上で、効率的かつ効果的な事業の実施の検討に資する評価を行うべきである。

- ・ 地域障害者職業センター（47 か所・5 支所）については、管理業務等の共通業務が各々のセンターで分散処理されている状況を踏まえ、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、管理業務等の処理の集約化等、業務の処理方法の在り方の検討に資する評価を行うべきである。
- ・ 駐在事務所（5 か所）については、その設置場所が本部や地域障害者職業センターと近接していることや、事務所において行っている助成金の支給に係る調査実績等が少ない現状を踏まえ、各種サービスの質の維持や不正受給の防止に留意しつつ、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、現地体制の在り方の検討に資する評価を行うべきである。
- ・ 関連公益法人等に対する業務委託については、昨年度の当委員会意見として、「特定業務の独占受託や業務委託に対する依存度の高いものに関する当該契約の必要性・妥当性や委託金額の適切性の評価を行うべきである。」との内容を通知しているが、当該意見に沿った措置が十分に講じられているとは言い難い状況を踏まえ、当該意見に従って、業務実績報告書等に明らかにさせた上で、客観的な評価を行うべきである。
- ・ 助成金の支給業務については、高年齢者等共同就業機会創出助成金に係る詐取事件等の不正受給の発生状況を踏まえ、適切な支給業務の実施の観点から、個々の不正受給事案に係る原因分析を行うことなどにより、より効果的な不正受給防止対策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人の各業務については、厚生労働省独立行政法人評価委員会において、①中期目標に掲げる「入所者数を中期目標期間中において3割から4割程度縮減すること」

との目標達成は難しい、②調査研究については、研究成果の運営業務への反映状況が明確ではない、③援助・助言については、知的障害者援護施設に対する実績が上がっていないなどの指摘がなされており、一般の同種施設との関係において、モデル的な処遇を行う施設との本法人の位置付けについて必ずしも応えられていないため、これらの原因分析を行うとともに、各業務の実施状況を踏まえ、中期目標期間終了時の検討を視野に入れた今後の各業務の在り方の検討や目標の設定に資する評価を行うべきである。

### 【独立行政法人労働者健康福祉機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 労災病院（34か所）については、労災患者数の占める割合が減少するなど、専門病院としての役割が低下している現状であり、労災病院の業務を継続させる必要性、組織の在り方について決定された規制改革・民間開放推進3か年計画（平成17年3月25日閣議決定）の趣旨も踏まえ、①労災疾病（勤労者医療13分野）の研究機能は、引き続き、効率的な研究実施の観点から集中・特化するとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（旧産業安全研究所、産業医学総合研究所）及び産業医科大学とのシナジー効果を発揮させた上で、②病院機能は、引き続き、地域のニーズの把握・分析や同じような見直しを指摘されている社会保険病院及び厚生年金病院などの公的病院の統廃合・民営化と併せた議論を実施した上で、中期目標期間終了時の検討を視野に入れた今後の労災病院の在り方を含む評価を行うべきである。
- ・ 海外勤務健康管理センターが行っている海外赴任者のための健康診断等の健康管理事業については、同様の健康診断が一般病院及び一般診療所等で広く実施されている状況に加え、本法人としての実施施設は1か所であるという現状を踏まえ、その必要性、有効性の検討に資する評価を行うべきである。

- 産業保健推進センター（47 か所）については、管理業務等のブロック内の集中化が検討されていることを踏まえ、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、組織の集約化等についての検討に資する評価を行うべきである。
- せき髄損傷者などの自立更生を援助するため設置されている労災リハビリテーション作業所（8 か所）については、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、引き続き、在所者の長期滞留化が進んでいる現状や入所率の低下等の運営実績も踏まえた段階的再編等を含むその在り方の検討に資する評価を行うべきである。

### 【独立行政法人国立病院機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- 個々の病院の機能や経営効率の見直しを視野に入れ、政策医療を担うナショナルセンターが平成 22 年度から独立行政法人化されるなどの変革を踏まえ、今後の政策医療の在り方を視野に入れた各病院の位置付けや役割についての検討に資する評価を行うべきである。
- 健全な財務運営を推進する観点から、単年度の経営収支は当然のこと、中長期的な建替需要や医療機器の設備更新等も踏まえた財務運営の在り方の検討に資する評価を行うべきである。
- レセプト電算処理や電子カルテ導入等の I T 化の推進や D P C（診断群分類別包括評価による診療報酬支払制度）の導入促進など、国の医療政策に的確に対応しているかを明確にした上で評価を行うべきである。



### 【独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 承認審査業務等については、承認審査の整合性の保持及び効率化等の法人の設立趣旨を踏まえ、承認審査の迅速化などによる医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化を図るとともに、国民の安全な新医薬品・医療機器等へのアクセスの迅速化を図る観点から、承認審査業務等の質を向上しつつ、その事務の迅速化、効率化を図るための体制整備を含めた取組に関する具体的、定量的な目標を定めることをはじめ、厚生労働省独立行政法人評価委員会から法人及び主務大臣に対し、適切な措置の検討を要請し、その目標の達成状況について評価を行うべきである。

### 【独立行政法人医薬基盤研究所】

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 創薬支援に関わる組織を一体化して設立された本法人は、より有効で安全な医薬品・医療機器の開発支援や我が国の医薬品・医療機器産業の国際競争力を強化することを目的に、医薬品・医療機器の開発支援をより効果的に推進するという法人の設立趣旨を踏まえ、統合に伴う効率的かつ効果的な運営の観点から、医薬品等の基盤的技術研究、生物資源研究及び研究開発振興業務の役割を明確にした上で、これらの事業が一体的に実施されているかなどの統合効果や、産学官の連携が効率的・効果的に実施されているかを業務実績報告書等に明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- ・ 基盤的技術研究、生物資源研究及び研究開発振興業務の研究成果については、関係する政策・施策にどの程度貢献しているかという観点から、できるだけ定量的な手法を用いて、具体的な評価を行うべきである。

- ・ 本法人が保有する医薬品等の研究開発に用いる生物資源である、「遺伝子」、「細胞」及び「実験動物」をヒューマンサイエンス振興財団に提供している生物資源供給事業については、両者の事実上の協力体制の下で行われており、その関係や位置付けも明確でなく、また、当該財団から資源の提供による対価を徴収していない現状等を踏まえ、高品質な資源を安定的に供給しつつ、業務の関係、位置付けの明確化及び透明性を確保するとともに、自己収入の増加を図る観点から、生物資源の提供の在り方や適正な費用負担の在り方の検討に資する評価を行うべきである。

### 【所管法人共通】

(人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価)

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日)等に沿った、体制整備、ルールの整備・

明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成 18 事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成 17 年 6 月 29 日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

(非公務員化についての評価)

- ・ 今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

**【独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所】**

上記3法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちよく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員 長 松 本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成 17 事業年度における業務実績の評価結果について」及び「独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年に引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成17年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人農畜産業振興機構】**

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 補助事業については、経費縮減と中期目標期間終了時における見直しの検討に資する観点から、引き続き費用対効果等の評価を適切に実施するとともに、補助事業の有効性を検証し、必要性も含め今後の在り方が明確になるような視点から評価を行うべきである。

また、事業の透明性を高め、国民に対する説明責任を果たす観点から、事業の実施効果について情報公開を促すような評価を行うべきである。

- ・ 情報提供業務については、業務運営の効率化や経費縮減を図る観点から、出版物の発行からホームページによる情報提供への全面切替えが可能か、また、引き続き出版物の発行による情報提供も併せて行う場合においても、自己収入の拡大を図るために広告掲載等の導入が可能かについての検証を促すような評価を行うべきである。
- ・ 地方出先機関については、業務運営の効率化と中期目標期間終了時における見直しの検討に資する観点から、出張所を含めた各地方出先機関の業務実績及び実績のバラツキの原因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その設置の必要性も含め今後の在り方が明確になるような視点から評価を行うべきである。

**【独立行政法人農業者年金基金】**

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう

図っていく必要がある。

- ・ 制度普及活動の評価については、効率化を図る観点から、新規加入者の加入状況と新規加入者1人当たりの制度普及活動費などの現状を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、制度普及活動の経済性、有効性が明らかになるような評価を行うべきである。
- ・ 本法人の業務については、その業務の相当部分を農業協同組合、農業委員会、都道府県農業会議、農業協同組合中央会等へ委託して行われているが、中期目標期間の終了時における見直し検討に資するため及び業務運営の効率化、経費節減を図る観点から、各委託先における委託業務の実施状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、委託業務の効果が明らかになるような評価を行うべきである。
- ・ 北海道及び九州連絡事務所については、中期目標期間の終了時における見直し検討に資する観点から、連絡事務所における業務の分析を行い、その結果等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その設置の必要性も含め、今後の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人緑資源機構】

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 水源林造成事業については、事業実施の透明性を高めるとともに国民に対する説明責任を果たす観点から、事業実施の重点化に関し、植栽に係る重点箇所の選定基準、地元の要望等を踏まえた実際の選定状況、植栽に至るまでのプロセスを業務実績報告書等で明らかにさせた上で、情報公開の充実を促すような評価を行うべきである。
- ・ 特定中山間保全整備事業については、円滑な事業運営に資する観点から、事業着工以降の受益農林家数や地域の農林業の動向、整備された施設等の利用状況、事業に対



する関係機関及び受益者の意見・要望と機構の対応状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、今後の事業運営、新規事業の採択に反映させることができるような評価を行うべきである。

- ・ 地方出先機関ごとの評価については、業務運営の効率化と中期目標期間終了時における見直し検討に資する観点から、各地方出先機関の業務実績及び実績のバラツキの原因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その設置の必要性も含め今後の在り方が明確になるような視点から評価を行うべきである。
- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

また、入札等に関し業務の適正な執行上問題のある事例が発生した場合には、業務の適正化を図る観点から、その発生原因と発生防止のための取組状況を明らかにさせた上で、チェック機能の強化等再発防止対策に反映できるような評価を行うべきである。

#### 【所管法人共通】

（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルール整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

(非公務員化についての評価)

- 今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

【独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センター】

上記 17 法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成 17 年 11 月 14 日付け政委第 18 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちやく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員 長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管の独立行政法人の平成 17 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月

26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 17 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人日本貿易保険】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 貿易保険業務に対する民間事業者の参入の状況を踏まえ、その更なる円滑化に向けた取組及びそれを踏まえた業務の在り方について、評価を行うべきである。

**【独立行政法人産業技術総合研究所】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人が行う鉱工業の科学技術の研究・開発、地質の調査等の業務については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）において、「他の機関との補完的な関係にある独立行政法人としての産業技術総合研究所が真に担うべき事務及び事業に重点化を図るべきものとする。」と指摘したことを踏まえ、今後は、個々の研究分野等における他の研究機関との連携・協力の成果についても、具体的な評価を加え評価表等へ記載するとともに、優良事例については評価概要書に特記する等の方法により積極的に評価を行うべきである。
- ・ 地域センターにおける研究、技術指導・研究成果普及等の業務については、勧告の

方向性において、「地域における技術開発の重要性の高まりに呼応した、ブロック単位の産業育成に効率的かつ効果的に資する事務及び事業に重点化すべきである。」と指摘したことを踏まえ、地域における産業経済の振興、産業の育成及び産学官の連携推進等の観点からの評価を引き続き積極的に実施するとともに、今後は、評価結果を地域センターごとに整理して評価表等へ記載すべきである。特に、優良事例については評価概要書に特記する等の方法により積極的に評価を行うべきである。

- ・ 人材の確保及び育成については、勧告の方向性において、「非公務員化したメリットを最大限に生かし、積極的な研究交流促進の実現など、新たな制度を構築すべきである。」と指摘したことを踏まえ、独自の試験制度の導入等新たな人事制度の構築に向けた取組状況について、引き続き評価を積極的に実施するとともに、今後は、職員の意欲・資質の向上が図られているか等新たな人事制度の具体的成果についても可能な範囲で評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構】**

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 石炭資源開発業務については、業務の実施状況のみならず、その結果が実際の事業にどのように結びついたかを業務実績報告書等で明らかにさせた上で、当該業務の必要性、有効性の観点から評価を行うべきである。
- ・ 国内事務所（支部及び事業管理センター）及び海外事務所については、業務実績及びその具体的成果を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、より効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、設置の必要性を含む今後の在り方が明確になるような評価を行うべきである。



## 【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 全国9か所の中小企業大学校（以下「大学校」という。）における研修業務については、より効率的かつ効果的な業務の実施を促す観点から、研修受講者数や研修の「役立ち度」等に基づく全体評価に加えて、各大学校における業務の実施状況やその効率性・有効性等について明らかにした上での評価を行うとともに、その評価結果を評価表等へ記載する必要がある。また、各大学校が地域ブロックごとに配置されていることを踏まえ、各大学校が地域の課題に対応した研修等を実施した場合には、その成果について客観的かつ積極的に評価を行うべきである。

さらに、旭川校において平成18及び19年度に実施する市場化テスト（モデル事業）については、民間開放を積極的に推進し、コスト削減、費用対効果の向上等を図る観点から、その結果を踏まえつつ、大学校の研修事業における導入の範囲や規模等について積極的に検討するため、成果の評価を行うべきである。

- ・ 支部等における個別相談、専門家派遣等の業務については、より効率的な業務を促す観点から、相談件数や課題解決率等に基づく全体評価に加えて、支部等における業務の実施状況やその効率性について明らかにした上での評価を行うとともに、その評価結果を評価表等に記載する必要がある。また、支部等が地域のニーズ等を吸い上げて独自に行った事業については、今後ともその成果を客観的かつ積極的に評価を行うべきである。

- ・ 小規模企業共済業務及び中小企業倒産共済業務については、今後とも安定的な事業運営を確保する観点から評価を行うべきである。

なお、中小企業倒産共済事業については、平成17年度加入実績が目標を下回ったことを踏まえ、原因分析に基づく適切な対策が実施されたか、及び当該対策の実施により具体的成果は得られたかについて評価を行うべきである。

## 【所管法人共通】

(人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価)

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日)等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、既に市場化テストへの取組が具体化している業務以外にも、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成 18 事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」(平成 17 年 6 月 29 日独立行政法人会計基準研究会設定)が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標(本来の目的)どおりのサービス提供(利用等)が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

(非公務員化についての評価)

- ・ 今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

**【独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館及び独立行政法人製品評価技術基盤機構】**

上記3法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちよく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員 長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成 17 事業年度業務実績評価について」及び「国土交通省所管独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年に引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成 17 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】**

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 船舶共有建造業務を管理する船舶勘定と高度船舶技術開発等業務を管理する造船勘定が平成 18 年度において統合され海事勘定となったところであるが、勘定の統合後においても、統合前の船舶勘定において発生した欠損金の処理状況、未収金の発生防止・回収状況等について、欠損金の着実な解消の観点から評価を行うべきである。

**【独立行政法人国際観光振興機構】**

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 外国人旅行者の来訪促進事業については、より効果的・効率的な実施を図る観点から、年度計画において、更にきめ細かく具体的な数値目標を設定した上で評価すべきである。また、海外事務所については、事務所ごとの目標の達成状況等を勘案しながら、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、その設置の在り方や定員配置の見直しに資する観点からの評価を行うべきである。

**【独立行政法人水資源機構】**

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、

中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人の事務及び事業については、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、国、地方公共団体及び利害者との関係、更なるコスト縮減にも留意しつつ、独立行政法人の業務として担う必要性・有効性等を含めた業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人空港周辺整備機構】**

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人の事務及び事業については、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、国及び地方公共団体との関係、事務事業ごとの業務量の推移、将来の需要見込みにも留意しつつ、独立行政法人の業務として担う必要性・有効性等を含めた業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。

#### **【独立行政法人都市再生機構】**

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人の事務及び事業については、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、なお多額な繰越欠損金が存在していることや国による多額の財政支援（財投借入の繰上償還を補償金なしとする等）を受けていることにも留意しつつ、独立行政法人の業務として担う必要性・有効性等を含めた業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。



- ・ 機構への依存度が高い（80%以上）関連公益法人等との取引については、当該法人の業務の内容、当該法人の再委託の状況をも把握した上で、当該法人との契約の必要性・妥当性について厳格な評価を行うべきである。

#### 【独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構】

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 部門別の職員数が当該業務量に対応しているか、指標を設定する等、業務の実態を勘案した具体的な評価を行うべきである。

#### 【所管法人共通】

(人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価)

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うこと。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見（案）

【独立行政法人土木研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人航空大学校】

上記 11 法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成 17 年 11 月 14 日付け政委第 18 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちやく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

環境省独立行政法人評価委員会

委員 長 石 井 紫 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 23 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人環境再生保全機構における平成 17 年度業務実績の評価結果について（通知）」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（14 年 12 月

26 日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成17年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見（案）

**【独立行政法人環境再生保全機構】**

以下の点を踏まえつつ、環境省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 地球環境基金の運用益及び運営費交付金を原資として実施されている助成事業については、個別プロジェクトの事後評価にとどまらず、それらの個々の評価結果を活用し、実施した助成事業の成果の観点からも評価を行うべきである。
- ・ 旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収事業については、正常債権以外の債権からの回収が、中期目標における目標額を達成したことを踏まえ、引き続き適正かつ積極的な債権回収を更に促すという観点から評価を行うべきである。

**【所管法人共通】**

（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルール整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見（案）

### 【独立行政法人国立環境研究所】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗<sup>ちやく</sup>と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。



# 評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例

各府省の独立行政法人評価委員会委員長  
あての通知文書に添付したもの

(参考1) 評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会

評価委員会名	取組の概要
総務省独立行政法人評価委員会	<p>情報通信研究機構の毎年度の業務実績評価において、項目別評価調書に中期計画に記載されている項目ごとに各年度の実施予定内容を「各中期目標期間における実施計画（5年間での実施予定）」として、中期目標達成までのプロセスを記載し、各年度における中期計画の進捗状況が全体の中で明らかになるような取組を実施している。</p>

(参考2) 評価の取組が顕著な独立行政法人

法人名	取組の概要										
労働者健康福祉機構 (厚生労働省所管)	<p>業務運営の効率化のため、新たな人事・給与制度導入の準備として、施設別業務実績（医療事業収支率）を反映した給与制度の導入（平成18年度の実績に基づき、平成19年度の賞与から反映）、管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入及び医師以外の職員俸給2.5%カットと管理職手当の定額化による年功的な給与制度の見直し（平成17年度給与改定）を決定した。</p> <p>(注) 医療事業収支率＝医療事業収入÷医療事業費×100を基に勤勉手当の支給月数に以下の係数を乗じる</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>医療事業収支率 110 以上</td> <td>: 係数 1.2</td> </tr> <tr> <td>105 以上 110 未満</td> <td>: 1.1</td> </tr> <tr> <td>100 以上 105 未満</td> <td>: 1.0</td> </tr> <tr> <td>95 以上 100 未満</td> <td>: 0.9</td> </tr> <tr> <td>95 未満</td> <td>: 0.8</td> </tr> </table> <p>(厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価：A（中期計画を上回っている。))</p> <p>医師を除く職員給与のカットに着手するとともに、・・・施設別業務実績の勤勉手当の反映などの施策を積極的に取り入れたことは評価できる。</p>	医療事業収支率 110 以上	: 係数 1.2	105 以上 110 未満	: 1.1	100 以上 105 未満	: 1.0	95 以上 100 未満	: 0.9	95 未満	: 0.8
医療事業収支率 110 以上	: 係数 1.2										
105 以上 110 未満	: 1.1										
100 以上 105 未満	: 1.0										
95 以上 100 未満	: 0.9										
95 未満	: 0.8										

法人名	取組の概要
<p>農業・生物系特定産業技術研究機構</p> <p>農業工学研究所</p> <p>食品総合研究所</p> <p>農業生物資源研究所</p> <p>農業環境技術研究所</p> <p>国際農林水産業研究センター</p> <p>(農林水産省所管)</p>	<p>研究課題について、中期計画の単位別に投入した資金、研究者数と得られた成果（論文数、特許数等）を対比して一覧表で事業報告書で明らかにした上でその分析結果も記載している。</p> <p>例えば、農業工学研究所では、平成16年度までの上記一覧表による研究進行管理結果を踏まえ、強化研究費の配分や資金投入と研究成果（論文数等）の関係を分析している。</p> <p>(農林水産省独立行政法人評価委員会の評価：予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画の項目)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・生物系特定産業技術研究機構           <p>A（計画に対して業務が順調に進捗している。）</p> <p>研究課題ごとの研究資源投入と成果との関係が分析されていることも評価できるが、今後、分析結果を研究資源の効率的配分に活用することを期待する。</p> </li> <li>・農業工学研究所           <p>A（計画に対して業務が順調に進捗している。）</p> <p>研究課題ごとに研究資源の投入とアウトプットの分析が行われ、その結果を研究の進行管理や研究資源の配分に一部反映させており、評価できる。今後、分析結果を研究資源のより効果的な配分に活用することを期待する。</p> </li> </ul>

(注)「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)に基づき、平成18年4月に農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、食品総合研究所及び農業者大学の統合・再編により新たに農業・食品産業技術総合研究機構が発足した。

## Ⅱ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(案)

政 委 第 号  
平成 18 年 11 月 日

国立大学法人評価委員会

委員長 野 依 良 治 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 18 年 9 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

今回の評価は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の法人化後 2 回目の評価でしたが、初回の評価の経験を活かし、様々な工夫・改善が認められたところであり、皆様の御労苦に対し、改めて敬意を表します。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、国立大学法人等における教育研究の特性に配慮しつつ、評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「評価における関心事項」（平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人分科会）及び「平成 16 年度業務実績評

価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）における視点も踏まえ、業務運営の効率化や財務内容の改善等の法人の経営面を中心に、二次的な評価を行ったところです。本意見については、このような観点から、貴委員会の評価に加え、当委員会として必要な意見を取りまとめたものであり、本意見の具体化が着実に図られることを要望します。

今後とも、貴委員会におかれては、評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、更なる御尽力をお願いします。

平成17年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

以下の点を踏まえつつ、国立大学法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学長等による経営方針の明確化等の取組については、経営体制の効果的運用に関して注目される取組として評価した法人の取組も含め、各法人の実態や当該経営方針等の性格に留意しつつ、当該取組の進捗<sup>ちよく</sup>、機能発揮や見直しの状況等について継続的に評価を行うべきである。
- ・ 法人の実施している戦略的な資源配分の成果の事後チェック及び配分の見直しに関し、今後、法人の実施体制等の整備状況とその機能の発揮状況について継続的に把握し評価を行うべきである。
- ・ 経営協議会については、会議運営規則、議事要旨（議事録）及び法人運営に活用された指摘事項の具体例に関する資料を基に、必要に応じてヒアリングでの追加確認を行いつつ、その運営の合規性と活性化の状況、指摘事項の法人運営への活用について評価を行っている。法人運営における経営協議会の重要性を踏まえ、継続的にこのような評価を行うべきである。
- ・ 財務情報の活用については、各法人の財政規模、収支構造に着目して分類し、主要な財務指標について法人間比較と法人ごとの経年比較を行っている。

また、法人ごとの経年比較結果については、財務内容の改善に関する取組等の評価の客観的裏付けとして活用しているところであり、今後、引き続きその充実を図るべきである。

なお、昨年当委員会が指摘した各附属病院間における比較を可能とするための費用

に関する情報の適切な把握については、会計基準等の改訂により対応がなされているが、今後、比較可能性をより高めるため、収益、資産等に関する情報についても適切に把握・分析した上で評価を行うべきである。

- ・ 法人運営に影響を及ぼすおそれのある各種事項に対する危機管理について、全学的・総合的な対応体制の整備状況について評価しているが、今後、引き続き予防的観点にも着目した危機管理についての評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）の総人件費改革の実行計画を踏まえ、各法人は中期目標に人件費削減の取組を記載するとともに中期計画に削減目標を設定している。国立大学法人評価委員会は、平成17年度の評価結果において、各法人に対し、今後、中期目標・中期計画の達成に向け、着実に人件費削減の取組を行うよう促しており、平成18年度以降は、その取組の進捗<sup>ちよく</sup>状況について評価を行うべきである。
- ・ 公的研究費の不正使用等の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルール<sup>ルール</sup>の整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。
- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達<sup>調達</sup>の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。